



BANK OF THAILAND

# 財務センター (TC)



# 議題

- 財務センターの定義
- タイにおけるTC設立のメリット
- TCの事業範囲
- タイにおけるTCの条件および規定
- TC認可の申請
- TC設立申請の問い合わせ先



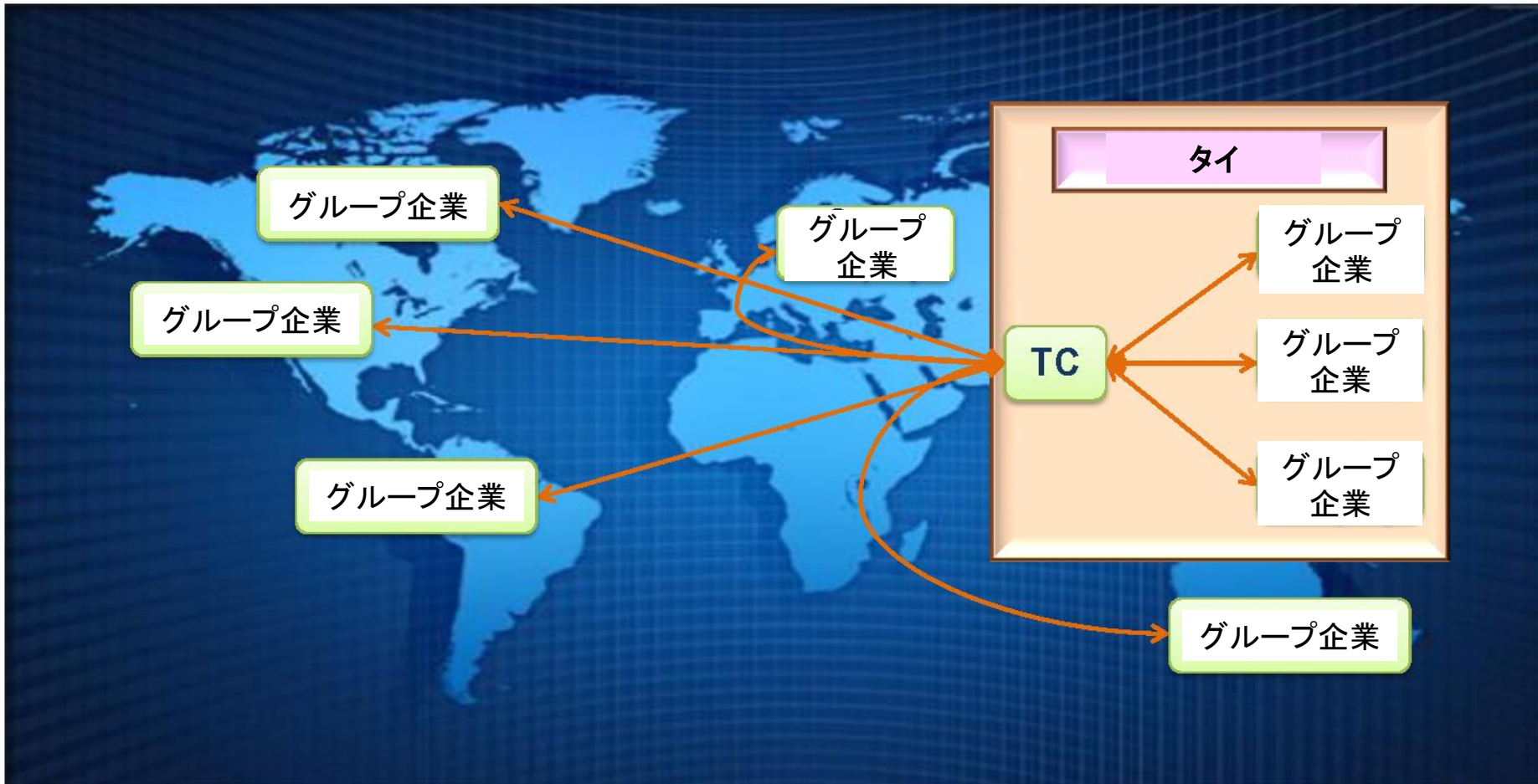
# 議題

- **財務センターの定義**
- タイにおけるTC設立のメリット
- TCの事業範囲
- タイにおけるTCの条件および規定
- TC認可の申請
- TC設立申請の問い合わせ先



# TCの定義

TCは金融事業を携わらないタイ法人で、タイ国内および海外にあるグループ企業のために外貨資金の管理をするもの。



持株会社もグループ企業とする。



2015年4月30日における規制緩和



# 議題

- 財務センターの定義
- **タイにおけるTC設立のメリット**
- TCの事業範囲
- タイにおけるTCの条件および規定
- TC認可の申請
- TC設立申請の問い合わせ先



# タイにおけるTC設立のメリット

- 取引費用の削減、資金のプーリングおよびネッティングによる会社の効率、および競争力向上の促進
- IHQ認可取得によるIHQの恩典
- タイ国内外の親会社に対し、全ての財務管理を集中化させることで、多国籍企業化を促進。



# 議題

- 財務センターの定義
- タイにおけるTC設立のメリット
- **TCの事業範囲**
- タイにおけるTCの条件および規定
- TC認可の申請
- TC設立申請の問い合わせ先



# TCの事業範囲



支払および回収



外為取引のネットイング



外為取引およびリスク管理



流動性管理





# 議題

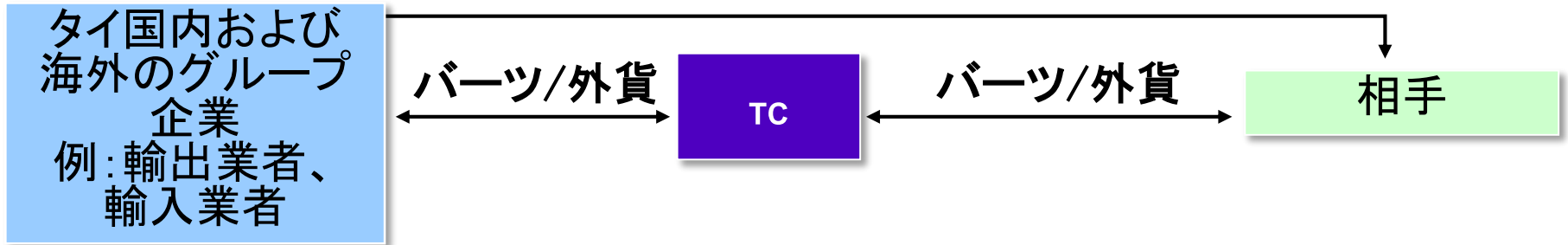
- 財務センターの定義
- タイにおけるTC設立のメリット
- TCの事業範囲
- **タイにおけるTCの条件および規定**
- TC認可の申請
- TC設立申請の問い合わせ先

# I. 支払および回収

エージェント

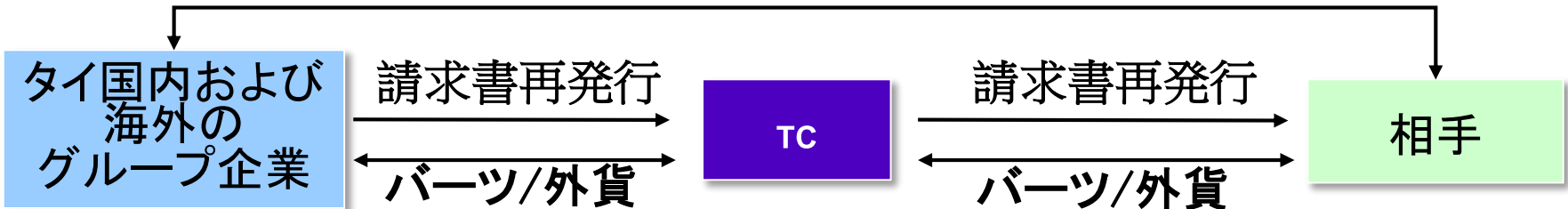
★ 2015年4月30日における規制緩和

商品/サービス/配当金/利息



請求書再発行

商品/サービス



## II. 外為取引の相殺

TCは外為取引をネットリングし、  
タイ国内外にあるグループ企業  
(GC) または相手に純額を支払う  
ことができる。



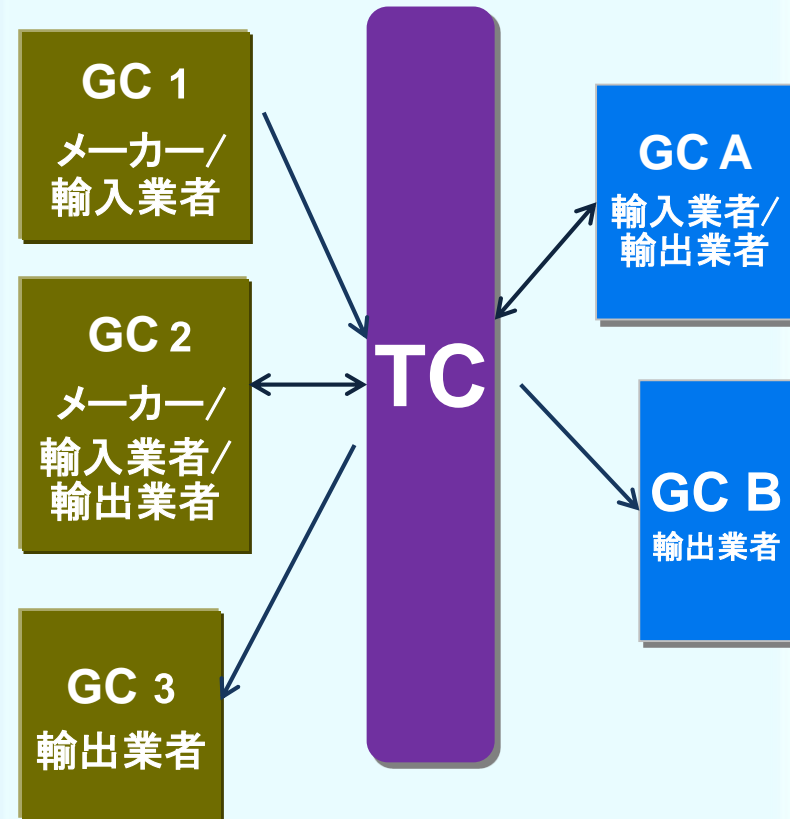
国内外にあるグループ企業の  
国際貿易およびサービス\*

外貨建貸出、借入など事業範  
囲内におけるTCの外為取引

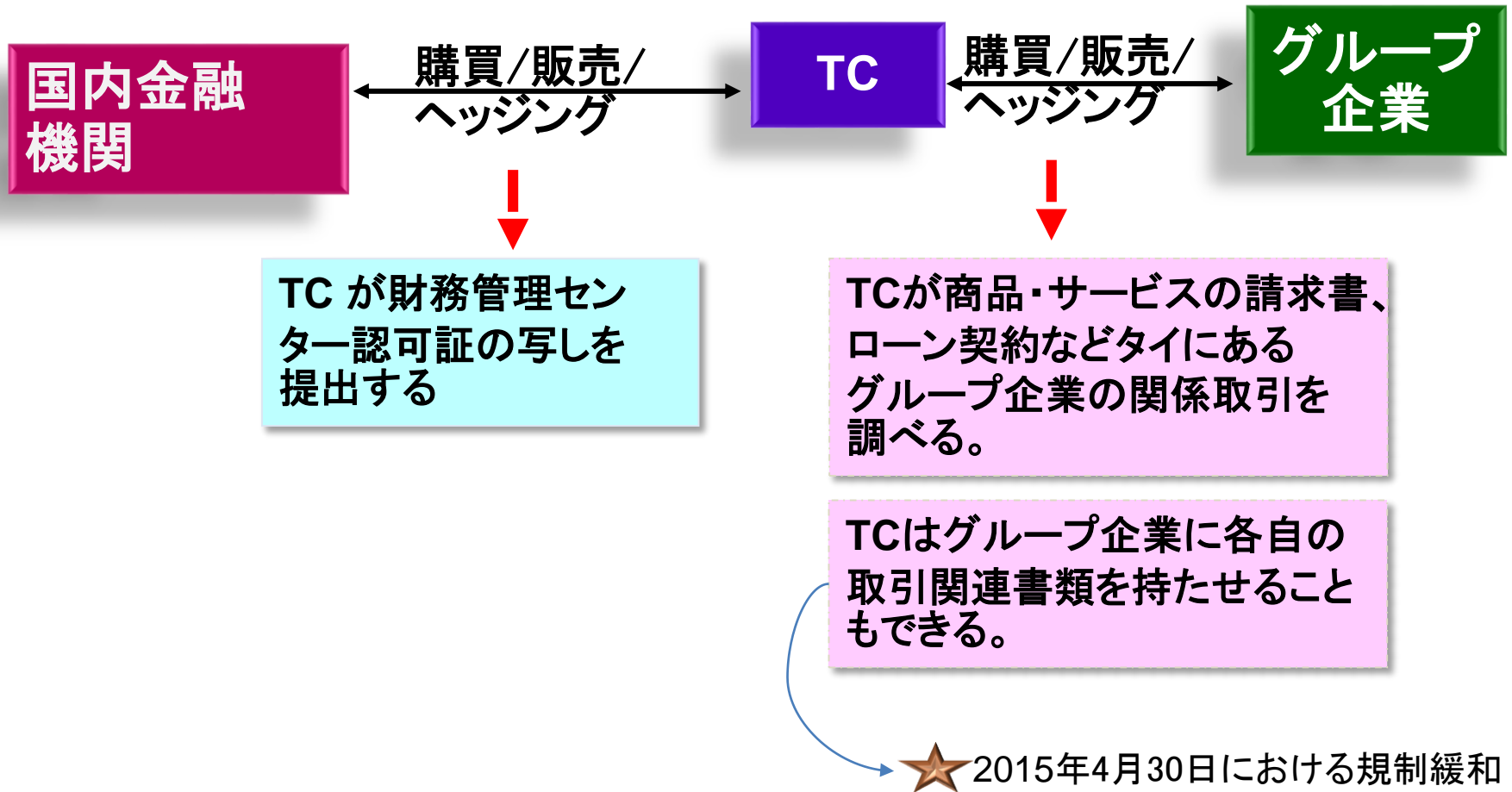
\*配当金および利息を含む

★ 2015年4月30日における規制緩和

### 例：複数ネットリング



### III. 外為取引およびリスク管理



### III. 外為取引およびリスク管理(2)

★2015年4月30日における規制緩和

商品・サービス支払い、ローンなど他の目的でTCが1種の外貨預金(FCD)口座(海外源)の開設が許されている。そこでTCは関連取引のために年間最高累計5億ドルまで外貨を獲得することができる。

TCは以下の目的で年間最高累計5億ドルまで外貨を獲得することができる。

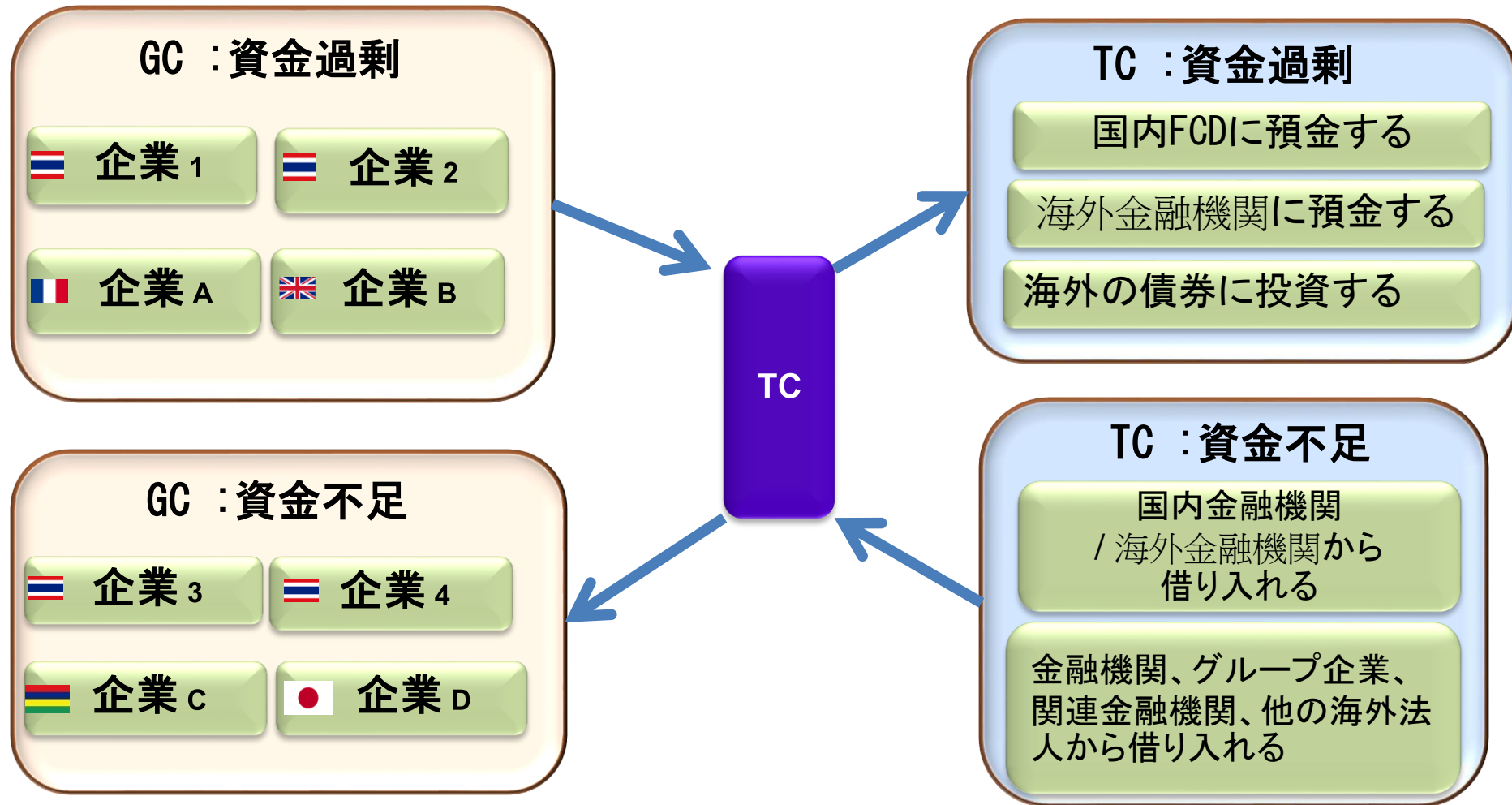
⇒ 関連取引書類がなく、国内金融機関のFCDに預金する

⇒ 海外金融機関に預金する

⇒ 海外の債券に投資する

最高額：  
5億ドルまで

# IV. 流動性管理



★ 2015年4月30日における規制緩和

TCは1年以上グループ企業に貸し付けることができる。



# 議題

- 財務センターの定義
- タイにおけるTC設立のメリット
- TCの事業範囲
- タイにおけるTCの条件および規定
- **TC認可の申請**
- TC設立申請の問い合わせ先



# TC認可の申請

## TC認可の申請

申請書および関連書類の提出



BOTによる申請案件の処理  
(30勤務日)



MOFによる承認および認可  
(30勤務日)



BOTより認可およびグループ企業  
リストがTCに付与される  
(7日)

## 追加手続

法人はTCを行うためにMOCに  
登記しなければならない。

TCが外国企業の場合、  
外国人事業法に適用され、外国人事業  
許可/証明書を取得しなければならない。





# 議題

- 財務センターの定義
- タイにおけるTC設立のメリット
- TCの事業範囲
- タイにおけるTCの条件および規定
- TC認可の申請
- **TC設立申請の問い合わせ先**



BANK OF THAILAND

## TC設立申請の問い合わせ先

**Website: [www.bot.or.th](http://www.bot.or.th) >> Foreign Exchange Regulations  
>>Treasury Center**

**E-mail :**            **FOG\_ECST@bot.or.th**

**FX\_ADMSV\_NB@bot.or.th**

**Tel :**    **02 356 7345, 02 356 7858, 02 283 5135**